

議案第26号

沼田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する
条例について

沼田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を別紙のとおり改正
する。

令和6年2月27日提出

沼田市長 星 野 稔



沼田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する

条例

(沼田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 沼田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第18条第1項中「期末手当は」の次に「、任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員であって」を、「この条」の次に「及び次条」を加え、「任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員」を「フルタイム会計年度任用職員（規則で定める職員を除く。）」に改め、同条第2項中「である職員」を「であるフルタイム会計年度任用職員又は6月に期末手当を支給する場合において一会計年度内における任期の定めと前会計年度における12月2日以降の任期の定めとの合計が6箇月以上であるフルタイム会計年度任用職員」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第18条の2 勤勉手当は、任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員であって、基準日にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員（規則で定める職員を除く。）に対して、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。

2 任期の定めが6箇月未満のフルタイム会計年度任用職員のうち、一会計年度内における任期の合計が6箇月以上であるフルタイム会計年度任用職員又は6月に勤勉手当を支給する場合において一会計年度内における任期の定めと前会計年度における12月2日以降の任期の定めとの合計が6箇月以上であるフルタイム会計年度任用職員については、前項に規定する任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

3 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に100分の48.75を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

4 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在においてフルタイム会計年度任

用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 前条第5項の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。

6 前各項に規定するもののほか、勤勉手当の支給等に関し必要な事項は、規則で定める。

第29条の次に次の1条を加える。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第29条の2 第18条の2第1項から第3項まで、第5項及び第6項の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。

2 前項において準用する第18条の2第3項の勤勉手当基礎額は、次の各号に掲げるパートタイム会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 日額又は時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員(次号に該当する者を除く。) 基準日以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員として受けるべき日額又は時間額で定める報酬の1箇月当たりの平均額

(2) 日額又は時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員であって、基準日以前6箇月以内に任期が始まるもの 任用の期間の初日から基準日までの間のパートタイム会計年度任用職員として受けるべき日額又は時間額で定める報酬の1箇月当たりの平均額

(3) 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 基準日現在においてパートタイム会計年度任用職員として受けるべき報酬の月額

(沼田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 沼田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(沼田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 沼田市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項

に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を削る。

第8条中「会計年度任用職員」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）」に改める。

